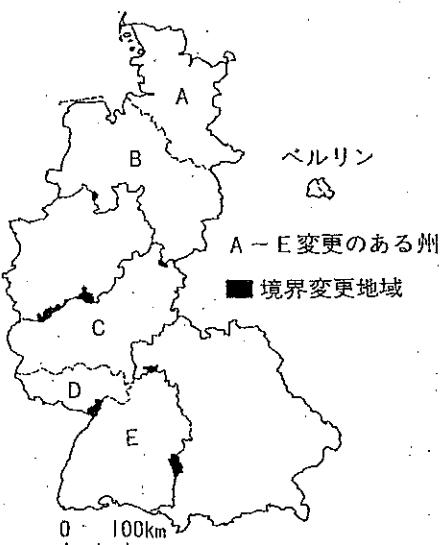


ドイツの州再編案（1972年及び90年）について
 （森川洋著「ドイツ一転機に立つ多極分散型国家ー」（文明堂、1995年）より）

1. 1972年の再編成案（5～6の州）



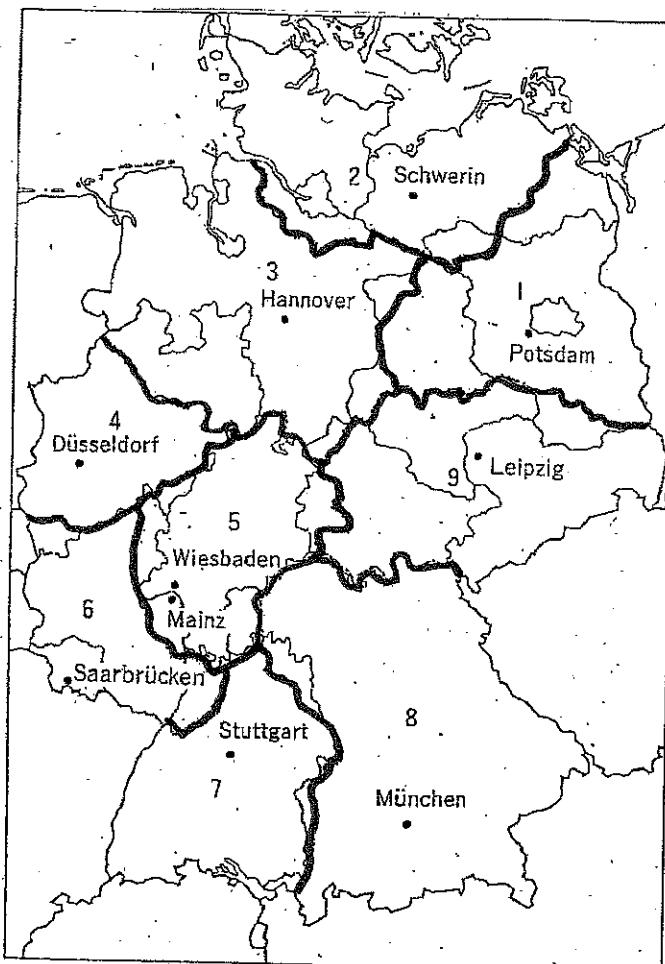
第II-5図 「エルンスト委員会」による州改革の提案

「上述した旧西ドイツ憲法第29条に基づいて、1972年には専門委員会によって5～6の州への再編成案が答申された（第II-5図）が、石油危機やプラント・ゲンシャー内閣の政治的理由により実現しなかった。

地理学と歴史学を代表してこの委員会に参加していたシェラー（Schöller, 1987）は、州改革の意義を次のように考えていた。すなわち、地域問題として最も重要なことは、州改革なしに連邦制がよく機能しうるかどうかである。全國に「同等の生活条件」をつくり、それでもって満足すべきインフラ施設を用意するという任務は、地域改革なしには十分には果たせない。とくに小地域州・都市州や財政基盤の弱い州の問題はますます顕在化している。ザールラント、ハンブルク、ブレーメン3州は、自立的な運営能力を欠いており、州間財政調整に関するだけの問題ではない。また、今日の州境界が経済的合理性や機能空間的秩序という観点に適合したものとはいえない。ハンブルクやブレーメンの郊外地域、ライン・マイン地域、ライン・ネッカー地域など人口密集地域を切斷するのはとくに問題である。さらに、州の内部地域組織にも問題がある。例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州はやや中央集権的であり、ラント・シャツツフェアバントは機能的な改革が必要であるという。」

2. 1990年の再編成案

(1) 9州案



第II-6図 9連邦州改革のモデル

(2) 11州案

第II-4表 エルンスト教授の11州案

州名	人口(約、万人)	首都
①アンハルト・ブランデンブルク	700	ポツダム
②メクレンブルク・ホルシュタイン	650	シュヴェーリン
③ニーダーザクセン・フリースラント	700	ハノーファー
④ミュンスター・リッペ	700	ミュンスター
⑤ニーダーライン・ルール	1,130	デュッセルドルフ
⑥ヘッセン・ナッサウ	750	マインツ・ヴィースバーテン
⑦ザールラント・プアルツ	720	ザールブリュッケン
⑧バーデン・ヴュルテンベルク	870	シュトゥットガルト
⑨フランケン・オーバープファルツ	460	ニュルンブルク
⑩バイエルン・ドナウ	570	ミュンヘン
⑪テューリンゲン・ザクセン	830	ライプチヒ

「 1990 年 10 月 3 日に行われたドイツ統一は州再編にとって絶好の機会となつたが、統合を急いだため州の改革は実現しなかった。上述のように、旧東ドイツの地域は古い行政区画に基づいて 5 州（ベルリン州を除く）に区分されたが、 5 州の人口を合わせてもノルトライン・ヴェストファーレン州の人口には足りないものであり、ヨーロッパ市場統合や拡大 EC の見地からみて大規模化、効率化が必要である。したがって、州改革においては、 16 州からなる今日の州よりもさらに多くの州に分割することは、連邦に対する州の地位を弱めることになり、連邦への依存性を強め、ひいては地方分権体制を弱体化させることになると考えられる。

州改革案を提示した地理学者エルンスト (Ernst, 1993) は、改革方針を次のように定めている。①中心地の影響圏を考慮すべきである。そのため、人口密集地域などの中核地域は州域の中心部に位置し、構造的に弱い地域に州境界を設定すること、②各州は、州間財政調整の縮小と地方分権制の維持のために、最低 600 ~800 万人の人口規模をもち、同等の経済力をもつこと、③古い地域境界や歴史的伝統を重んずるよりも現在の社会空間・経済空間的関係を考慮して区分すべきである。こうした条件に基づいて、 11 州、 9 州、 7 州からなる 3 つの案を提示する。 11 州案の場合には第 II - 4 表のようになるが、 9 州案が適当と考えている（第 II - 6 図）。」